

【募集型企画旅行】 旅行取引条件書

■お申し込みの際は必ずこの旅行条件書を読みください■

株式会社ナショナルランド（東京都知事登録旅行業第2-2174号 / 全国旅行業協会正会員）

この書面は旅行業法第12条の4による旅行取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は旅行業法第12条の5に交付する契約書面の一部になります。お申込みいただく前に必ずお読みください。

1：募集型企画旅行契約

この旅行は、株式会社ナショナルランド（以下「当社」という）が旅行を企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「契約」という）を締結することになります。また契約の内容・条件は、各コースに記載されている条件のほか、下記条件、出発前にお渡しする「出発のご案内」と称する最終確定書面（以下「出発案内」という）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」という）によります（旅行業約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります）。

2：お申し込みの方法

(1)当社所定の申込書に所定の事項を記入のうえ、下記の申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金又は取消料もしくは違約料のそれぞれ一部または全部として取扱います。但し、別途パンフレット、ホームページに申込金の記載がある場合は、その定めるところによります。

＜お一人様＞

旅行代金	10万円未満	10万円以上
申込金	20,000円	旅行代金の20%

(2)当社旅行者又は受託旅行者代理業者の営業所（以下「当社ら」という。）は電話・郵便・ファクシミリ・Eメールその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社らが予約の承諾をする旨を通知した日から起算して3日

以内（出発1ヶ月以内の予約については当社の定める期間内）に、(1)に定める金額の申込金又は旅行代金全額と申込書を提出していただきます。

この期間内にお客様から申込金又は旅行代金全額及び旅行申込書の提出がなされないときは、当社らは予約がなかったものとして取扱います。

(3)通信契約により契約の締結をご希望されるお客様との旅行条件は次のほか、第3項(2)、第12項(1)及び第16項(2)によります。

(a)当社らは、当社らが提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」という）のカード会員（以下「会員」という）より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受ける」ことを条件に「電話、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行のお申込み」を受けて契約を締結することがあります（以上を「通信契約」といいます）。なお、受託旅行者により当該取り扱いができない場合や取り扱いができるカードの種類に制約がある場合があります。

(b)通信契約の申込みに際し、会員のお客様は申込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社らにお申し出いただきます。

(c)通信契約での「カード利用日」とは、お客様及び当社が契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

(d)与信等の理由によりお客様のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第13項の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

3：契約成立の時期

(1)お客様との契約は、当社らが契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。具体的には、次によります。

(a)店頭（及び当社らの外務員による訪問販売）の場合は、当社らが契約の締結を承諾し、当社ら

が第2項(1)の申込金を受理した時。

(b)電話等による契約の予約の場合は、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日目に当たる日までに当社らがお客様から第2項(1)の申込金を受理した時。

(2)通信契約は、当社らが通信契約の締結を承諾する旨の通知を發した時に成立します。ただし、当該契約の申込みを承諾する旨の通知を電子メール、ファクシミリ、留守番電話等の電子承諾通知による方法で通知する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立します。

4：お申し込み条件

(1)未成年の方のみのご旅行の場合、保護者（法定代理人）の同意書が必要です。学校入学前の方のみのご旅行の場合、当社は、お申し込みをお断りすることがあります。

(2)最少催行人員は、特に明示をしていない限り1名様（ただしコースに1名様での参加ができない旨の表示がある場合は2名様）とします。

(3)特定旅客層を対象とした旅行、又は特定の目的をもつ旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

(4)身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。この場合、当社らは、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者若しくは同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お申し込みをお断りすることがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社らがお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担となります。

(5)70歳以上の方は「健康アンケート」又は「健康診断書」を提出していただく場合があります。

(6)旅行中にお客様が疾病、傷害、その他の事由により医師の診断又は治療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取ることがあります。これ

にかかると一切の費用はお客様のご負担となります。

(7)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合は、お申し込みをお断りする場合があります。

(8)お客様が暴力団、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合には、ご参加をお断りする場合があります。

(9)その他当社らの業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

5：契約責任者によるお申し込み

(1)当社らは、団体・グループを構成するお客様の代表者（以下「契約責任者」という）から旅行のお申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。

(2)契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。

(3)当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(4)当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

6：「出発案内（＝最終確定書面）」の交付

(1)確定した最終旅行日程表は遅くとも旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に申込みされた場合には出発当日）までにお渡しします。なお期日であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明致します。

(2)当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は(1)の出発案内に記載するところに特定されます。

7：旅行代金の支払い

第3項の旅行契約成立時点以降、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前に当たる日まで

に全額をお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日前に当たる日以降にお申込みされた場合、申込時点又は旅行開始日前の指定期日までにお支払いいただきます。

8：旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した船舶等の交通機関の運賃・料金
- (2)旅行日程に含まれる送迎等の運賃・料金
- (3)旅行日程に明示した宿泊・食事・観光費
- (4) (1)～(2)に係る旅行取扱料金及び消費税
- (5)手荷物の料金

スーツケース等旅行に必要な身の回り品で、3 辺の和が 2m 以下、重量 20 kg 以下のものをお一人様 2 個まで。これ以外は受託手荷物(=チッキ/有料)として預けていただくことになります。手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、手荷物の取扱いは当該運送機関の運送約款に拠ります。

- (6) (1)～(5)の代金はおお客様のご都合により一部ご利用されなくても払戻しは致しません。

9：旅行代金に含まれないもの

第 6 項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示致します。

- (1)超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数の超過分)
- (2)飲料代、クリーニング代、電報・電話料、船舶及び宿泊施設等の給仕等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (3)疾病、傷害に関する治療費及びそれに伴う諸費用
- (4)集合地まで及び解散地からの交通費、宿泊費、食事代その他個人的諸費用
- (5)希望者のみ参加する各寄港地でのオプションツアーの旅行代金
- (6)ご希望によりお一人で 1 部屋を利用される場合の追加料金
- (7)任意の旅行傷害保険料並びに携帯品保険料
- (8)船室クラス変更による追加代金

10：旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供

の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供(遅延、目的港の変更等)、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様に予め当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容(以下「契約内容」という)を変更することがあります。ただし緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明致します。上記の理由で延泊する場合の宿泊費、食事代等はおお客様の負担となりますのでご了承ください。

11：旅行代金の額の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、次の場合は旅行代金の額を変更致します。

- (1)当社は利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、募集型企画旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金を増額又は減額することがあります。
- (2) (1)の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知致します。
- (3) (1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する交通機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
- (4)第 10 項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用(契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含む)の減少又は増加が生じる場合(いわゆる運送・宿泊機関の過剰予約等のように、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送、宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備を利用できない場合を除く)には、当該契約内容の変更の

際にその範囲において旅行代金の額を変更することがあります。

- (5) 運送、宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる募集型企画旅行で、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、旅行代金の額を変更することがあります。なお、その場合旅行契約を解除されたお客様より所定の取消料をいただきます。

1 2 : お客様の交替

- (1) お客様はあらかじめ当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。その際交替に要する手数料として1万円をいただきます。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は、当社らの承諾があったときに効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとし、なお当社らは交替をお断りする場合があります。

1 3 : お客様の解除権

- (1) お客様は、いつでも以下に定める取消料を当社らに支払って契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出の受付は、お申込みされた当社らの営業時間内とします（営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります）。通信契約を解除する場合、当社らは、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして取消料の支払いを受けます。

旅行契約の解除期日（=取消日）		取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	21 日前まで	無料
	20 日前から8 日前まで	旅行代金の 20%
	7 日前から2 日前まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日		旅行代金の 40%
旅行開始日の当日		旅行代金の 50%
旅行開始後または無連絡不参加		旅行代金の 100%

(2) お客様は次に掲げる場合において、(1) の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

- (a) 契約内容が変更されたとき。ただしその変更が第 23 項の表に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限り、
- (b) 第 11 項 (1) の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- (c) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
- (d) 当社がお客様に対して、第 5 項の期日までに出発案内を交付しなかったとき。
- (e) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (3) 当社らは (1) により旅行契約が解除されたときは、既に受理している旅行代金（又は申込金）から所定の取消料を差し引いた額を払い戻します。取消料が申込金でまかなえないときはその差額を申し受けます。また (2) により旅行契約が解除されたときは、既に受理している旅行代金（又は申込金）を全額払い戻します。
- (4) 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし一切の払い戻しを致しません。

1 4 : 当社の解除権—旅行開始前の解除

- (1) 当社は次に掲げる場合において、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- (a) 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加条件をお客様が満たしていないことが判明したとき。
- (b) お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が判断する場合。
- (c) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合。

(d)参加者数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行については3日目)に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知致します。

(e)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき

(2)お客様が第7項に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合においてお客様は当社に対し第13項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

15：当社の解除権—旅行開始後の解除

(1)当社は次に掲げる場合においては、旅行開始後であってもお客様に予め理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

(a)お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられない時。

(b)お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、またはこれらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

(c)天災地変、戦乱、暴動、運送機関・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。

(2)当社が(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済が

なされたものとします。

(3)当社は(1)の場合において旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスにかかる部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻し致します。

(4)当社が(1)の(a)、(c)により旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をします。ただし、出発地に戻るための旅行に要する費用はお客様の負担とします。お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

16：旅行代金の払戻し

(1)当社らは第11項(3)～(5)の規定により旅行代金が減額された場合又は第13～15項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除日の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に当該金額を払戻しします。ただし、第13～15項において旅行契約が解除されたときには、旅行を中止したためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。

(2)通信契約を締結したお客様に(1)の払戻すべき金額が生じたときは、当社らは提携会社のカード会員規約に従って払戻しします。この場合において、当社らは旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払戻すべき額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をカード利用日とします。

17：旅程管理

当社はおお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。

- (1)お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従ったサービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) (1) の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後のサービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- (3) (1)、(2) の業務は、同行する添乗員によって行われますが、添乗員が同行しない場合は、現地において当社が手配を代行させる者（以下「手配代行者」という）により行わせ、その者の連絡先は出発案内（＝最終確定書面）に明示致します。

18：当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

19：添乗員等の業務

- (1)当社は旅行内容により添乗員その他の者を同行させて第 17 項に 掲げる業務その他当該募集型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
- (2) (1) の添乗員その他の者が同行の業務に従事する時間帯は、原則として 8 時から 20 時までとします。

20：当社の責任

- (1)当社は募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社または手配代行者の故意又は過失によりお

客様に損害を与えたときはその損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

- (2)次に掲げるような事由によりお客様が損害を被られたときは上記の責任を負いません。
 - (a)天災地変、戦乱、暴動、ストライキ、ハイジャック又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
 - (b)運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは中止
 - (c)官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更若しくは中止
 - (d)自由行動中の事故
 - (e)食中毒
 - (f)盗難
 - (g)運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによって生ずる旅行日程の変更若しくは目的地滞在時間の短縮
 - (h)その他当社または手配代行者の関与し得ない事由により被った損害
- (3)当社は手荷物について生じた (1) の損害については、同項ただし書きの規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して 14 日以内に当社に通知があったときに限り、旅行者 1 名につき 15 万円（当社に故意又は重大な過失がある場合を除く）を限度として賠償致します。

21：お客様の責

- (1)お客様の故意または過失、法令、公序良俗に反する行為もしくは お客様が当社の旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契

約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

2 2 : 特別補償

- (1)当社は第 20 項 (1) の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の特別補償 規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外 来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について予め定める額の補償金及び見舞金を支払います。
- (2)当社が、第 20 項 (1) の責任を負うことになったときは、(1) の 補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (3)お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、無免許もしくは酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で自由行動中の山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等のほか、これに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は (1) の補償金 及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときはこの限りではありません。
- (4)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行 代金を収受して実施する小旅行（オプションツアー）のうち、当社が募集するものについては、主たる募集型企画旅行契約の一部として取り扱います。

2 3 : 旅程保証

- (1)当社は以下の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更（ただし、次の各号に掲げる変更を除きます）が生じた場合は、旅行代金と同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。ただし、当該変更について、当社の第 20 項 (1) の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
 - (a)次に掲げる事由による変更は、当社は変更補

償金をお支払い致しません。ただしサービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他諸設備の不足が発生した事による変更の場合は変更補償金を支払います。

イ天災地変

ロ戦乱

ハ暴動

ニ官公署の命令

ホ運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

ヘ当初の運行計画によらない運送サービスの提供

ト旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

- (b)第 13～15 項の規程により募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

- (2)当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額はお客様 1 名に対して 1 募集型企画旅行につき旅行代金に 15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がお客様 1 名に対して 1 募集型企画旅行につき 1000 円未満であるときは変更補償金を支払いません。
- (3)当社が (1) の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第 20 項 (1) の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額とお客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- (4)当社はおお客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0	2.0
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
九 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0
<p>注 1. 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。</p> <p>注 2. 出発案内が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面</p>		

<p>の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。</p> <p>注 3. 第三号または第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。</p> <p>注 4. 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。</p> <p>注 5. 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。</p> <p>注 6. 第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。</p>

24：旅行条件の基準期日

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット・ホームページその他に明示した日となります。

25：事故等のお申出について

旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに出発案内でお知らせする連絡先にご通知下さい。(もし通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知下さい)

26：個人情報の取扱いについて

当社は旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただき、お客様がお申込まいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社では(a)会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 (b)旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い (c)アンケートのお願い (d)特典サービスの提供 (e)統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

27：その他

- (1)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別 動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- (2)お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがあります。
- (3)宿泊施設等において、お客様が酒類・料理その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。
- (4)現地ツアー会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- (5)旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知下さい。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めたときは、必要な処置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、該当措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。
- (6)ご集合時刻は厳守して下さい。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
- (7)事故、台風などの荒天をはじめとする運航事情その他やむを得ない事由により、帰着が遅れる、或いは宿泊しなければならない事態が生じても当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- (8)当社はいかなる場合も旅行の再実施は致しません。
- (9)学生割引を適用する場合はその所属する学校法人発行の学生証の写し又は学割証明書を提出していただきます。